

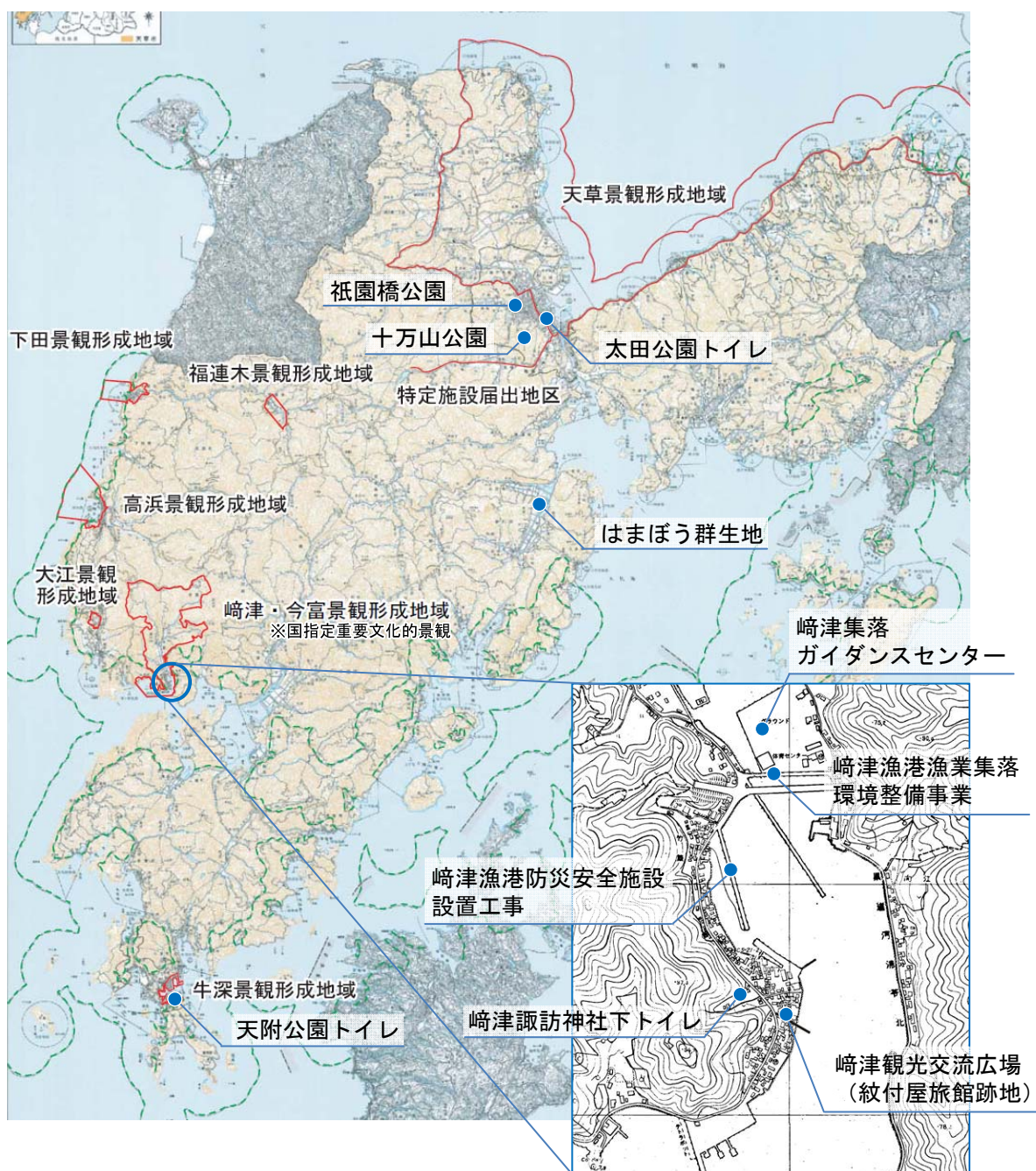


本市は、平成 21 年 4 月に天草市景観計画を策定して以降、景観からの島づくりに取り組んでまいりました。

本実例集は、景観形成の基本目標「日本の宝島“天草” 景観からの島づくり」の達成に向けて、模範となるべき公共事業を中心に、景観に配慮して整備した具体的な実例をまとめたものです。

今後、事業を実施する際の参考資料として活用いただき、天草の良好な景観形成に資することを目的とします。

■掲載事業の位置図



■公共事業実例集

1. 重要文化的景観（崎津・今富景観形成地域）での整備実例68
 - (1) 崎津漁港漁業集落環境整備事業.....69
 - 周辺景観への影響を最小限に抑えた護岸
 - (2) 崎津漁港防災安全施設設置工事.....70
 - 崎津教会への眺望に配慮したシンプルな車止め
 - (3) 崎津諏訪神社下トイレ71
 - 集落景観に調和した観光トイレと周囲修景による憩いの空間
 - (4) 崎津集落ガイダンスセンター72
 - 世界遺産の玄関口にふさわしい観光拠点施設
 - (5) 崎津観光交流広場（紋付屋旅館跡地）74
 - 歴史ある旅館の面影を残す地域と来訪者の交流広場
2. 景観形成地域および市内全域での整備実例76
 - (1) 天附公園トイレ <牛深景観形成地域>.....77
 - 漁村集落になじむ自然素材を活用した公園トイレ
 - (2) 太田公園トイレ <天草景観形成地域>.....78
 - 住宅地になじむ白を基調とした公園トイレ
 - (3) はまぼう群生地 <景観計画区域>.....79
 - 市の花「はまぼう」の自然豊かな環境を楽しめる観察路
 - (4) 祇園橋公園 <景観計画区域>80
 - 重要文化財と四季折々の風景を楽しめる公園
3. 景観保全に関する取り組み実例81
 - (1) 天草花咲プロジェクト（花いっぱい運動）<景観計画区域>.....81
 - 市民と行政の協働で取り組む身近な沿道景観づくり
 - (2) 十万山公園 <景観計画区域>.....82
 - 市民と行政の協働で取り組む公園再生
 - (3) 景観保全事業 <景観計画区域>.....83
 - 景観阻害要因の除去による景観再生

■民間事業実例集

4. 事業者による取り組みの実例84
 - (1) 大型店舗（建築物）<特定施設届出地区>.....84
 - 景観に配慮したコーポレートカラーを使用しない店舗デザイン
 - (2) 太陽光発電設備及びフェンス <崎津・今富景観形成地域>.....85
 - 周辺景観との調和に配慮した植栽による修景

※本実例集は、景観計画を策定した平成 21 年度以降の事業の中から紹介しています。今後行う整備等については、随時更新を行います。

1. 重要文化的景観（崎津・今富景観形成地域）での整備実例

崎津・今富景観形成地域は、平成 24 年 9 月に「天草市崎津・今富の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定され、さらに平成 30 年 7 月には崎津集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されました。

このことから、崎津・今富景観形成地域では、重要文化的景観および世界遺産としてふさわしい整備が進められてきました。

■天草市文化的景観整備管理委員会

本市では、重要文化的景観及び世界遺産の登録推進を図るため、文化的景観の保存並びに活用等に係る検討事項について審議を行う「天草市文化的景観整備管理委員会」（以下「整備管理委員会」という）を、平成 22 年度に設置しました。

地域内で実施する公共事業については、委員会で審議を行い、工法や景観へ与える影響などについて詳細な検討を進めたうえで整備を実施しております。

委員：学識経験者、国および地方公共団体の職員、地元住民の代表など

審議内容：次に掲げる事項について、調査・検討を行い審議する。

- (1) 景観の影響に配慮した各事業(公共事業等)における具体的工法等
- (2) 地域資源としての景観の利活用
- (3) 景観保全阻害要件が発生した場合の解決法等
- (4) その他必要と認めた案件

(天草市文化的景観整備管理委員会規程 第 3 条・第 4 条より抜粋)



整備管理委員会での審議の様子

(1) 崎津漁港漁業集落環境整備事業

平成 22～29 年度

— 周辺景観への影響を最小限に抑えた護岸

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：集落内の宅地や公共施設・道路等には地盤が低い箇所があり、異常潮位や大雨時には冠水や浸水が発生していました。そのため、防災安全の向上を図り、安心して快適に暮らせる漁村形成を目指すことを目的に、道路及び護岸の嵩上げ等一体的な集落環境整備事業を実施しました。

該当する項目：工作物（さく、塀、擁壁等）

主な景観形成基準：（P47 参照）

- ・海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する など

検討した事項

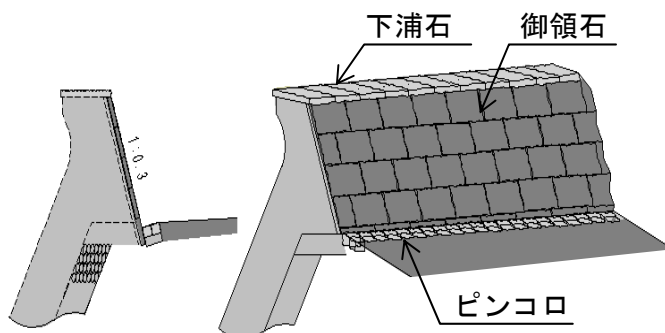
整備管理委員会において、安全性の確保に必要な施設規模や景観へ与える影響を最小限に抑える工法等について審議を行いました。構造物の圧迫感を軽減するため、側面に御領石、天端に下浦石を施し、周辺景観になじむよう配慮しています。



整備前（高潮による冠水時）



整備後



(2) 崎津漁港防災安全施設設置工事

平成 26 年度

—崎津教会への眺望に配慮したシンプルな車止め

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：対象地の防波堤は海側に向かって傾斜がついており、車両の転落事故が発生していたことから、安全対策のため整備を実施しました。

該当する項目：工作物（さく、塀、擁壁等）

主な景観形成基準：(P47 参照)

- ・海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する など

検討した事項

漁港施設（荷揚げ場）であるため、漁業活動に極力影響を及ぼさない形状であることを前提に、当初は一般的な車止めが計画されていました。しかし、整備管理委員会において、崎津教会への眺望や海岸線の調和を阻害するおそれがあることから、着色は実施せず、コンクリートの素材色を活かしたシンプルな車止めに変更しました。



整備前



整備後



当初計画された一般的な車止め



整備された車止め

(3) 崎津諏訪神社下トイレ

平成 26～27 年度

— 集落景観に溶け込む観光トイレと周囲修景による憩いの空間

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：対象地の観光トイレは、崎津教会と諏訪神社をつなぐ道路沿いにあり、世界遺産構成資産のコアゾーンに位置しておりますが、階段があるため車イスで利用できないことや、増加する観光客に対して便器が不足するなどの課題がありました。そこで、観光トイレの機能を向上させ、コアゾーンとしてふさわしく集落に溶け込む空間とするため、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、高さ、外観、敷地の緑化）

主な景観形成基準：（P47 参照）

- ・ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮する
- ・ 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする
- ・ 自然素材やそれに近いものの活用について配慮する など

検討した事項

整備管理委員会において、「素朴さ」や「さりげなく目立たない」デザインを重視して審議を行いました。建築物をできるだけ小さく、板壁と瓦屋根を用いて集落景観に溶け込む外観とするよう配慮しています。地盤を下げて道路との段差をなくし、生じた法面に緑化を施しています。さらに、ロングベンチによる休憩スペースを設け、集落内の憩いの空間となるよう整備しました。



整備前の観光トイレ



整備後



トイレ横展望広場から崎津教会への眺望



道路からの見え方

（４）崎津集落ガイダンスセンター

平成 26～27 年度

— 世界遺産の玄関口にふさわしい観光拠点施設

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：世界遺産登録への取り組みを進める中、来訪者の増加が見込まれることから、受け入れ体制の整備が求められていました。対象地は崎津集落の導入部分に位置していることから、世界遺産の玄関口にふさわしい情景を保った観光拠点施設とするため、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、高さ、外観、敷地の緑化）

主な景観形成基準：（P47 参照）

- ・屋根は勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。
- ・自然素材やそれに近いものの活用について配慮する。
- ・大規模な駐車場は、できるだけ高中木等による緑化に努める。 など

検討した事項

整備管理委員会において、周辺との調和や観光拠点施設としての利便性、地域での利活用等について審議を行いました。建物の高さはできるだけ低くし、周辺から突出しないよう配慮したほか、ゆとりのある軒下空間を設け、崎津の風景を楽しみながら休憩することができます。また、敷地内の築山には展望デッキを設けており、崎津教会を眺めることができます。



全景



ゆとりのある軒下空間



築山と展望デッキ



展望デッキから眺める崎津教会

整備後の利活用状況

施設内では、観光マップや世界遺産を紹介する冊子、天草市内のお土産が置かれているほか、崎津の歴史や教会の拝観マナーなどを紹介する映像も流れており、散策前に歴史や文化を学ぶことができます。また、併設している自動販売機は、外壁と同色での塗装を施すことで、建築物と調和するよう配慮しました。



館内の様子



外壁と同色で塗装した自動販売機

館内は固定の施設を設置していないため、外部の広場空間と連続的にイベント等で活用することができます。平成 28 年には、子供向けの工作教室・凧揚げ体験や、物産販売と手づくり体験を行う崎津マルシェを開催しました。



子供向け工作教室の様子



工作教室で作った凧揚げ体験



手づくり体験の様子



崎津マルシェの様子

(5) 崎津観光交流広場（紋付屋旅館跡地）

平成 28～29 年度

— 歴史ある旅館の面影を残す地域と来訪者の交流広場

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：対象地は、海に面した玄関と船着き場を持つ旅館「紋付屋」が建っていた場所で、司馬遼太郎をはじめ多くの文化人が訪れました。建物は平成初期に解体されましたが、海側へ突き出た階段と門柱は現在も残っています。そこで、崎津の歴史や風土を感じながら、来訪者や地域住民が憩い、交流できる広場とするため、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、高さ、外観、敷地の緑化）

主な景観形成基準：（P47 参照）

- ・自然素材やそれに近いものの活用について配慮する。
- ・敷地内の既存木は、できるだけ保存に努める。 など

検討した事項

整備にあたり全6回のワークショップを開催し、広場の利活用方法や整備内容について地域で話し合いながら検討を進めました。地域の意見を踏まえたうえで、整備管理委員会では、紋付屋旅館1階の平面図や当時の写真などを参考に、土地の履歴が感じられるよう設計内容を審議しました。石畳は旅館の廊下や柱を表現しており、建築当時の面影を感じることができます。海沿いには木製デッキを設け、崎津の風景を楽しみながら休憩できる空間となっています。



広場入口から見た風景



海側から見た風景



木製デッキと昔からある門柱

建築当時の紋付屋旅館の間取り
がわかる陶板サイン

検討した事項

固定の施設整備は最小限とし、多目的に使える広場としています。広場内には収納庫を設け、イベントや日常の休憩等で利用できる仮設のイスやテントを備えつけております。簡易な調理台も備え付けており、レクリエーション等で活用することができます。この調理台は、旅館の調理室があった場所に整備しました。また、広場と民家の間に建つ木塀と屋根は、広場の外側に新たなトウヤの風景を創り出し、地域の生活道として使えるよう配慮しました。



木塀・屋根と一体型の収納庫



調理台とトウヤの風景

整備後の利活用状況

平成 30 年 12 月には、崎津教会でのクリスマスイベントと関連して、広場でクリスマスマーケットが開催されました。来訪者が増加する土日や大型連休中はイスやパラソルを設置し、来訪者の休憩場所として活用されています。



クリスマスマーケットの様子



木製デッキで休憩している様子



イス・テントの設置状況



広場の様子

2. 景観形成地域および市内全域での整備実例

市内全域で実施する公共事業等については、天草市景観計画に基づく景観形成基準に加え、天草市公共事業等景観形成指針が適用されます。

特に重要な整備にあたっては、必要に応じて公共事業等景観形成検討会や天草市景観審議会から意見聴取を行い、良好な景観形成を先導する役割を踏まえた公共事業等に取り組んできました。

■天草市公共事業等景観形成指針

天草市景観条例第 11 条の規定に基づき、本市の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について指針を定めました。

公共事業等における良好な景観の形成の目標として、5 つの配慮すべき基本的事項を定めています。

1. 機能性や安全性に加え、快適性や美観性に配慮し、利用者の声を反映した整備を目指す。
2. 地域の個性を生かした文化の香りの高い整備を目指す。
3. 周囲との調和及び他事業との調和に配慮する。
4. 親水、親緑空間について配慮する。
5. 将来の維持管理について配慮する。

■天草市公共事業等景観形成検討会

庁内関係各課による組織。指針に基づく景観検討手続において、必要に応じて開催します。

委員：庁内関係各課の職員

検討内容：景観に関する事項について検討し、事業担当部署に対して意見を述べる。
検討会から意見聴取を行った場合は、検討会での協議状況を天草市景観審議会へ報告し、今後の取り組みなどについて意見を求める。

■天草市景観審議会

天草市景観条例第 22 条に基づき設置された、景観形成に関する重要事項について調査審議する組織。

委員：10 人以内（学識経験者および市長が適当と認める者）

検討内容：審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 変更命令に関すること。
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める景観形成に係る重要事項に関すること。
(天草市景観条例 第 23 条・第 24 条より)

(1) 天附公園トイレ

平成 21 年度

—漁村集落になじむ自然素材を活用した公園トイレ

場所：牛深町天附（牛深景観形成地域 ウォーターフロントゾーン住居系エリア P36）

概要：対象地は、牛深の漁村集落内に位置する面積 0.09ha の街区公園で、昭和 52 年 4 月に供用開始されて以降、30 年以上経過した公園トイレは老朽化が顕著であったため、公園施設の安全・安心を図るとともに、広く市民に親しまれる公園となるよう整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、外観）

主な景観形成基準：（P36 参照）

- ・建築物等の高さ、配置は、できるだけ連続したまち並みのラインになるよう配慮する。
- ・外壁の基調となる色は、海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用いる。 など

検討した事項

周辺は住宅が密集する漁村集落であるため、集落景観になじむよう明るく穏やかな色彩の木材を外壁に使用しました。また、海側の眺望を阻害しないよう、建築物の高さをできるだけ低くしました。



木材を使用した外観

海側の眺望を阻害しないよう
建築物の高さを配慮

（２）太田公園トイレ

平成 25 年度

— 住宅地になじむ白を基調とした公園トイレ

場所：太田町（天草景観形成地域 沿道景観形成ゾーン A－2 P32）

概要：対象地は、本渡の市街地内に位置する面積 0.13ha の街区公園で、昭和 51 年 5 月に供用開始されて以降、30 年以上経過した公園トイレは老朽化が顕著であったため、公園施設の安全・安心を図るとともに、広く市民に親しまれる公園となるよう整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、外観）

主な景観形成基準：（P32 参照）

- ・周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。一般住宅は、できるだけ周辺集落の建築様式と調和した、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。
- ・外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、まち並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。 など

検討した事項

公園周辺には住宅が多く配置しているため、住宅地の景観に調和するよう勾配のある屋根とし、外壁は白を基調としたシンプルな意匠としました。



整備前



整備後

(3) はまぼう群生地

平成 24～25 年度

— 市の花「はまぼう」の自然豊かな環境を楽しめる観察路

場所：新和町大宮地（景観計画区域 P28）

概要：対象地は、全国的にも減少しているはまぼうの群生地で、河口から約 2 km、約 3 ha の土地に約 1 万 2 千本が自生しており、日本最大級の規模であるため注目されていました。しかし、来訪者を受け入れる施設が整っていなかったため、群生地に隣接する市有地を活用して、駐車場やトイレ、はまぼうと身近に触れ合える観察路などの整備を実施しました。

該当する項目：工作物（さく及び塀、擁壁等）

主な景観形成基準：（P28 参照）

- ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
- ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。など

検討した事項

周辺は建築物が少なく、山・河川・道路・海・農地に囲まれた自然豊かな環境であるため、整備する施設の規模は必要最小限としました。群生地へ降りることができる観察路や転落防止柵は木材を用い、自然景観になじむよう配慮しました。



群生地へ降りる木製の観察路



木製の転落防止柵

整備後の利活用状況

平成 24 年度より、はまぼうの開花時期にあわせて「はまぼう祭り」を開催。平成 28 年度以降は「はまぼう観察週間」として観察イベントを継続し、期間中はパークボランティアによる案内と共に観察が楽しめます。また、地元新和小学校児童への学習会も開催しています。



小学校学習の様子

（４）祇園橋公園

平成 28～29 年度

— 重要文化財と四季折々の風景が楽しめる公園

場所：中央新町（景観計画区域 P28）

概要：本渡の市街地に位置する祇園橋は、江戸時代後期に架橋された石造りの桁橋で、祇園社への参道や日々の生活道として長い間地域に親しまれてきた国指定重要文化財です。対象地は祇園橋に隣接していることから、周辺で暮らす人々や来訪者が、橋を眺めながら憩うことができる公園として整備し、中心市街地の活性化や交流人口の増加につなげることを目的に、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等、工作物（さく及び塀、擁壁等）

主な景観形成基準：（P28 参照）

- ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
- ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。など

検討した事項

整備にあたり、天草市景観審議会へ整備内容を報告し、委員の意見を参考に設計内容を検討しました。祇園橋との連続性を表現するため、道路に祇園橋と同じ下浦石による舗装を施し、広場入口には橋詰をイメージした空間を設けました。さらに、安全柵、ベンチ、園路も全て下浦石で整備し、照明灯や東屋は和風のデザインを使用するなど、祇園橋と公園が一体的な空間となるよう配慮しています。また、園内には四季折々の変化を楽しめる樹木を植栽しました。



祇園橋から公園への眺め



園内から祇園橋への眺め

整備後の利活用状況

祇園橋と公園の和風な雰囲気を活かし、地元の茶道団体によるお茶会が開催されました。



お茶会の様子

3. 景観保全に関する取り組み実例

(1) 天草花咲プロジェクト（花いっぱい運動）

平成 23 年度～

— 市民と行政の協働で取り組む身近な沿道景観づくり

場所：天草市全域（景観計画区域 P28）

概要：本事業は、市民・団体・行政の協働により、身近なところから地域全体で花いっぱい運動を展開することで、花のある沿道景観をつくることを目的に実施しています。平成 22 年度に熊本県立大学主催の「くまもと緑のリレーフォーラム in あまくさ」が開催されたことをきっかけに、平成 23 年度より開始しました。市で花苗等を配布し、地域団体や事業所が既存の植樹帯やプランターなどを活用して花壇等の管理を行うことで、花づくり活動を身近なものとし、美しい天草の沿道景観の形成につながっています。

※平成 30 年度 第 30 回くまもと景観賞「緑と水の景観賞」受賞

事業内容

- ① シンボル花壇…市が管理する、地域のシンボルとなる花壇
- ② ボランティア花壇…市が花苗を配布し、地域団体が管理する花壇
- ③ 花苗等配布…年 2 回、学校や団体・事業所を対象に、花苗や種子などを配布
- ④ あまくさオープンガーデン…個人や事業所の庭を一般公開する取り組み
- ⑤ 花づくり教室…花の植え方や管理方法について講話・実演を行う取り組みなど



シンボル花壇



ボランティア花壇



花づくり教室 花壇での実演の様子



交流イベントの様子

(2) 十万山公園

平成 24 年度～

— 市民と行政の協働で取り組む公園再生

場所：本渡町本渡（景観計画区域 P28）

概要：対象地は、本渡市街地や雲仙普賢岳・有明海・不知火海などを一望できる自然豊かで風光明媚な風致公園で、昭和 34 年 4 月に開設されて以降、市民の憩いの場として親しまれてきました。しかし、樹木の成長に伴い眺望が阻害され、園内遊歩道は日中も暗く、ゴミ投棄も目立つようになっていました。そこで、平成 24 年度より園内及び隣接民地の除伐・剪定を開始。かつての眺望を徐々に取り戻すと同時に、平成 25 年度から県外で暮らす本渡出身者による河津桜の植樹活動や、老朽化した公園施設への整備支援、平成 27 年度からは地元団体による呼びかけで清掃ボランティア活動が始まりました。植樹された河津桜は地域の新たな魅力として定着しています。また、地域の宝である美しい景観を子ども達に引き継ぐ取り組みとして、小中学生を対象としたスケッチ大会を開催し、将来にわたって地域に大切にされる公園となるよう取り組みを継続しています。

※平成 29 年度 第 29 回くまもと景観賞「奨励賞」受賞

取り組み内容

- ① 園内及び隣接民地の除伐・剪定による景観回復
- ② 地域住民や利用者で行う清掃ボランティア活動による景観保全
- ③ 河津桜やモミジ、アジサイの植樹活動による景観向上
- ④ 十万山公園スケッチ大会開催による景観意識の高揚



除伐前（平成 24 年撮影）



除伐後（令和元年撮影）



清掃ボランティアの様子



植樹された河津桜

(3) 景観保全事業

平成 21 年度～

— 景観阻害要因の除去による景観再生

場所：天草市全域（景観計画区域 P28）

概要：本事業は、山や海岸などの自然景観が楽しめる観光地や展望所、その周辺地域およびアクセス道路において、景観阻害要因の除去を行うことで良好な景観形成の推進を図ることを目的に、平成 21 年度より実施しています。豊かな自然景観は天草の景観特性のひとつであることから、繁茂した樹木などにより本来の美しい眺望が阻害されている箇所の除伐等を行うことで、景観再生に取り組んでいます。

主な実施箇所

- ① 十万山公園 （平成 24～28 年度）※前項にて紹介
- ② 倉岳山頂一帯（平成 28～29 年度）
- ③ 鶴葉山公園 （平成 29 年度）
- ④ 天草西海岸〔国道 389 号沿線〕（平成 30 年度）



鶴葉山公園 除伐前



鶴葉山公園 除伐後



天草西海岸〔国道 389 号沿線〕除伐前



天草西海岸〔国道 389 号沿線〕除伐後

4. 事業者による取り組みの実例

(1) 大型店舗（建築物）

— 景観に配慮したコーポレートカラーを使用しない店舗デザイン

場所：亀場町食場（特定施設届出地区 P49～51）

概要：国道沿線の商業施設が多く集まるエリアにおける既存の店舗を活用した改修工事。

該当する項目：特定施設及び付帯施設の外観に関する事項

主な景観形成基準：(P51 参照)

- ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。
- ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 など

協議した内容

家電量販店改修工事の際、事業者からの事前相談により、景観に配慮したコーポレートカラーの赤を使用しない店舗デザインが提案されました。

※ポールサインはコーポレートカラーを使用

隣接するスーパーマーケットもコーポレートカラーが赤であり、改修工事にあたって当初は赤い壁面広告を設置するよう計画されていましたが、計画内容を自主的に変更し、コーポレートカラーを使用しないデザインとなりました。



景観に配慮した店舗の外観



(参考)

コーポレートカラーを使用した看板



コーポレートカラー(赤 7.5R5/14)を使用した同店舗のポールサイン

（２）太陽光発電設備及びフェンス

— 周辺景観との調和に配慮した植栽による修景

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 農村景観形成ゾーン P44～48）

概要：住宅解体後の空き地活用のため、太陽光発電設備を設置。

該当する項目：工作物（さく、塀、擁壁等・太陽光発電設備等）

主な景観形成基準：（P47～48 参照）

- ・さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材の活用に努めるものとする。
- ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。
- ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 など

協議した内容

計画地は重要文化的景観の範囲内であり、住宅が集まる場所に位置しています。そのため、山を背景とした農村の集落景観をできるだけ阻害しないよう、フェンスの緑化について協議を行いました。面積が狭く生垣等を設けるスペースは確保できませんでしたが、代替案としてフェンスにつる状の植物を這わせることで金属の質感を軽減し、周辺の景観に調和するよう配慮しました。



植栽直後の状況（平成 27 年 5 月撮影）



生長した状況（令和元年 9 月撮影）